

◎新潟県告示第11号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年1月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
胎内市倉敷町864番の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物